

公益社団法人 日本設計工学会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人 日本設計工学会 (以下「本会」という) と称する。

2 本会の英文名は、Japan Society for Design Engineering と称し、略称は JSDE とする。

(事務局)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

(支 部)

第3条 本会は、理事会の議決を経て、必要の地に支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第4条 本会は、設計工学に関する研究調査の促進・向上、知識の交換及びその教育の振興・体系化並びに会員相互間及び関連学協会との連絡・提携を図り、もってわが国の学術・技術の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第5条 本会は前条の目的を達成するため、次の公益目的事業を行う。

- (1) 設計工学及びその教育に関する研究調査
- (2) 研究発表会、研究会、講演会、講習会、見学会等の開催
- (3) 学会誌、学術図書及び資料の刊行
- (4) 学術に関する表彰、奨励及び助成
- (5) 内外関連学協会との連絡及び協力
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事業

2 本会は本邦ならびに海外で事業を行う。

第3章 会 員

(会員の種類)

第6条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正 会 員 本会の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、その事業を積極的に援助する団体を代表する個人
- (3) 名誉会員 本会に対し、特に功労のあった者のうちから、総会の議決をもって推薦された個人
- (4) 学 生 員 本会の目的に賛同して入会した教育機関に在籍中の学生または生徒

2 前項の正会員及び賛助会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定する社員とする。

(入 会)

第7条 会員として入会しようとする個人又は団体は、総会で定めた入会金及び会費を添えて入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって名誉会員となるものとする。

3 学生員が所属教育機関から卒業、修了あるいは中途退学した後、正会員となることを希望する場合は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって正会員となるものとする。

(入会金及び会費)

第8条 本会の入会金及び会費は、別に定める。

2 名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。

3 会員は、会費を所定の期日までに納入しなければならない。

4 既納の入会金及び会費は、いかなる理由があっても返還しない。

(会員の権利)

第9条 会員は、本会が刊行する学会誌の配布を受けるほか、本会の行う全ての事業に参加する資格を有する。

2 正会員及び賛助会員は、この定款及び別に定めるところにより、役員の選挙権及び被選挙権を有する。

(任意退会)

第10条 会員は、理事会において定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決により、これを除名することができる。ただし、総会は、議決の前に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 会費を1年以上滞納したとき
- (2) 会員としての義務に違反したとき
- (3) 本会の定款に違反したとき
- (4) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に違反する行為があったとき

2 会長は、会員を除名したときは、除名した会員に対し、総会の開催1週間前までに理由を付してその旨を通知しなければならない。

(会員の資格喪失)

第12条 会員は、10条、11条のほか次の事由によって、その資格を喪失する。

- (1) 退 会
- (2) 後見開始若しくは保佐開始の審判を受けたとき又は破産手続きの開始の決定がなされたとき
- (3) 死亡若しくは失跡宣告又は賛助会員である団体の解散
- (4) 除 名

第4章 役員及び職員

(役 員)

第13条 本会には、次の役員を置く。

- (1) 理 事 15名以上30名以内
- (2) 監 事 2名以上3名以内

2 理事のうち1名を会長とし、3名を副会長とする。

3 前項の会長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定する代表理事とし、副会長のうち会長が指名する1名をもって同法律第91条1項に規定する業務執行理事とする。

4 理事のうち1名を外部理事、監事のうち1名を外部監事とする。外部理事は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条1項15号、外部監事は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条1項16号に準拠するものとする。

(役員の選任)

第14条 役員は、総会で選任し、会長及び副会長は、理事会の互選による。

2 監事は、他の役員を兼ねることができない。

(理事の職務)

第15条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款の定める

ところにより、総会の権限に属する事項以外の事項を議決し、職務を執行する。

- 2 会長は、本会の業務を総理し、本会を代表する。
- 3 代表理事及び業務執行理事は、本会の業務を代表して執行し、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 4 業務執行理事は、会長に事故あるとき又は欠けたときは、次の会長が選任されるまでの間その職務を代行する。
- 5 会長職務を代行する業務執行理事は、可及的速やかに臨時理事会を開催し、新たな会長を選任する。
- 6 業務執行理事でない副会長は、理事会において別に定めるところにより会長を補佐する。

（監事の職務及び権限）

第16条 監事は、理事の職務執行及び理事会の決定を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成しなければならない。

- 2 監事は、いつでも、理事あるいは使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は、総会及び理事会に出席し、必要があるときには意見を述べなければならない。
- 4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めたときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
- 5 監事は、前号の報告を行うために、会長に対し理事会の招集を請求することができ、会長は可及的速やかに理事会を招集しなければならない。
- 6 監事は、理事が総会に提出しようとする議案、書類を事前に精査し、重大な不正の認められるときは、これを総会に報告しなければならない。
- 7 監事は、監事に認められる法令上の権限を行使することができる

（役員の任期）

第17条 本会の役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。再任を妨げない。

- 2 補欠又として選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後、定款上の定数を下回る場合には、後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。

（役員の解任）

第18条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決により解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に耐えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

（役員の報酬）

第19条 本会の役員は、無報酬とする。ただし、会務のために要した費用は、支弁する。

（理事の競業及び利益相反取引の制限）

第20条 理事が次の各号の一に該当する取引を行うときは、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする本会との事業
- (3) 本会がその理事の債務を保証すること
- (4) 本会とその理事との利益が相反する、他のものとの取引

2 理事会の承認を得て前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

（損害賠償責任の免除）

第21条 本会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第114条の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の議決によって免除することができる。

2 本会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第115条第1項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項で定める最低責任限度額とする。

（職員）

第22条 本会の事務を処理するため事務局を設け、事務局長1名を含む所要の職員を置く。

- 2 事務局長その他の職員は、理事会が任免する。
- 3 職員は、有給とする。
- 4 事務局の組織、内部管理に必要な規則その他については、理事会が定める。

第5章 総会

（総会の構成）

第23条 総会は、本定款第6条第1号の正会員及び賛助会員をもって組織する。

2 前項の総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第35条に規定する社員総会とする。

（総会の招集）

第24条 通常総会は、毎会計年度終了後3箇月以内に、理事会の議決に基づき、会長が招集する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、会長が招集する。また、正会員及び賛助会員現在数5分の1以上から会議の目的である事項を示した書面によって請求のあったときは、会長は、その請求があった日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、理事会は次の事項を議決しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
 - (2) 総会の目的である事項（当該事項が役員等の選任、事業の全部の譲渡、定款の変更、合併のいずれかであるときは、その議案の概要を含む）
 - (3) 総会に出席しない会員が書面で議決権を行使することができるときは、その旨、総会参考書類に記載すべき事項及び議決権行使の期限
 - (4) 代理人による議決権の代理行使について、委任状その他の代理権を証明する方法及び代理人の数その他代理人による議決権の行使に関する事項
- 4 総会の招集は、少なくとも14日以前に、前号に掲げる内容を記載した書面により、その通知をする。

（総会の議長）

第25条 通常総会の議長は、会長とし、臨時総会の議長は、会議のつど出席正会員の互選で定める。

（総会の議事録と議事録署名人）

第26条 総会の議事については、議事録を作成し、議長ならびに総会に出席している正会員から選出された議事録署名人がこれに署名し、又は記名押印の上、これを保存する。

（総会の議決事項）

第27条 総会は、次の事項及び一般社団法人及び一般財団法

人法に関する法律に規定する事項に限り議決する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事（以下「役員」という）の選任及び解任並びに理事の任期の短縮
- (3) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 113 条に規定する役員の責任の一部免除
- (4) 定款の変更
- (5) 事業の全部又は一部の譲渡
- (6) 解散及び継続
- (7) 合併契約の承認
- (8) 第 45 条に規定する残余財産の帰属の決定
- (9) 役員が総会に提出し、又は提供した資料を調査する者の選任
- (10) 会員による招集の請求により招集された総会における、本会の業務及び財産の状況を調査する者の選任
- (11) 入会金及び会費
- (12) 事業報告並びに計算書類及び財産目録の承認

2 総会は、前項第 9 号又は 10 号に掲げる事項を議決する場合を除き、あらかじめ総会の目的として通知された事項以外の事項について議決することはできない。

（総会の定足数等）

第 28 条 総会は、正会員及び賛助会員の過半数の者が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき、あらかじめ書面をもって意思を表示した者又は評決の委任者は、出席とみなす。

2 総会の議事は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除くほか、正会員及び賛助会員の過半数をもって決する。

第 6 章 理事会

（理事会の設置）

第 29 条 本会に、理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事で組織する。

（理事会の権限）

第 30 条 理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会の招集に関する事項
- (2) 会長、副会長の選任及び解任
- (3) 重要な財産の処分及び譲り受け
- (4) 多額の借財
- (5) 業務執行理事の選定及び解職
- (6) 重要な使用人の選任及び解任
- (7) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更、廃止
- (8) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の整備
- (9) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 114 条第 1 項に規定する損害賠償責任の一部免除
- (10) その他本会の業務の執行に関する事項

（理事会の招集等）

第 31 条 理事会は、年 4 回以上会長が招集する。

2 理事会の議長は、会長とする。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 理事から会議の目的である事項を示した書面によって請求があったとき
 - (3) 前号の場合、請求のあった日から 5 日以内に臨時理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
 - (4) 第 16 条第 5 項の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき
- 4 理事会を招集するときは、会長は、理事会の日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対し、理事会の目的である事項並

びに日時及び場所、その他必要な事項を記載した文書により通知を発しなければならない。

（理事会の定足数等）

第 32 条 理事会は、理事現在数の過半数の者が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

（会員への通知）

第 33 条 理事会の議事の要領及び議決した事項は、会員に通知する。

（議決の省略）

第 34 条 会長が理事会の議決の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が提案された議案につき、書面により同意の意思表示をしたときは、その議案を可決する理事会の議決があったものとする。ただし、監事がその提案に異議を述べたときはこの限りでない。

（議事録）

第 35 条 理事会の議事については、議事録を作成し、会長ならびに出席の監事はこれに署名し、又は記名押印の上、これを保存する。

第 7 章 資産及び会計

（公益目的取得財産残額の処分）

第 36 条 公益認定の取り消し処分を受けた場合において、公益法人認定法第 30 条第 2 項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、その取り消しの日から 1 箇月以内に類似の事業を目的とする他の公益社団法人又は公益財団法人に贈与しなければならない。

2 本会が合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益社団法人又は公益財団法人であるときを除く。）において、公益法人認定法第 30 条第 2 項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、その取り消しの日から 1 箇月以内に類似の事業を目的とする他の公益社団法人又は公益財団法人に贈与しなければならない。

（剰余金の処分制限）

第 37 条 本会は、会員その他の者に対し、剰余金の分配をすることはできない。

2 会員に剰余金を分配する総会の議決は無効とする。

（事業計画及び収支予算）

第 38 条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が編成し、理事会の議決を経て、毎会計年度開始前に行政庁に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

（収支決算）

第 39 条 本会の収支決算は、会長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び財産増減事由書並びに会員の異動状況書とともに、監事の意見を付け、総会、理事会の承認を受けて、毎会計年度終了後 3 箇月以内に行政庁に報告しなければならない。

2 本会の収支決算に剰余金があるときは、総会、理事会の議決を経て、翌年度に繰り越すものとする。

（長期借入金）

第 40 条 本会が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収支をもって償還する短期借入金を除き、総会、理事

会の議決を経、かつ、行政庁の承認を受けなければならない。

（新たな義務負担等）

第 41 条 ただし書き及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、本会が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、総会、理事会の議決を経なければならない。

（会計年度）

第 42 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

第 8 章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第 43 条 この定款は、総会の議決を経て、変更することができる。

（解 散）

第 44 条 本会の解散は、総会の議決その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の処分）

第 45 条 本会の解散に伴う残余財産は、総会の議決を経て、国、地方公共団体又は他の租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に贈与するものとする。

第 9 章 情報開示

（書類及び帳簿の備付及び閲覧）

第 46 条 本会の主たる事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代る書類及び帳簿を備えたときは、この限りではない。

- (1) 定款
- (2) 会員の名簿
- (3) 総会で議決権代理行使をした場合の委任状
- (4) 総会で書面による議決権の行使をした場合の議決権行使書
- (5) 総会で議決の省略をした場合の同意書
- (6) 理事会で議決の省略をした場合の同意書
- (7) 役員及びその他の職員の名簿及び履歴書
- (8) 財産目録
- (9) 資産台帳及び負債台帳
- (10) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (11) 総会、理事会の議事に関する事項
- (12) 処務日記
- (13) 官公署往復書簡
- (14) その他必要な書類及び帳簿

2 前項第 10 号の帳簿及び書類は 10 年以上、同項第 11 号の書類は永年、同項第 12 号から第 14 号までの書類及び帳簿は 1 年以上保存しなければならない。

3 前項第 1 号、第 11 号に掲げる書類は支部にも備え置くものとする。

4 帳簿及び書類等の備え置き期間並びに閲覧については、理事会の承認を受けた情報公開規定に定めるものとする。

（公告）

第 47 条 本会の公告方法として、電子公告を行う。

2 特別の事由により前項の電子公告ができない場合は、官報に掲載して行う。

（委任）

第 48 条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は総会、理事会の議決を経て、会長が定める。

附則

1. この定款の変更は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 106 条第 1 項に規定する登記をすることを停止条件として成立するものとし、当該登記をした日から施行する。

2. 旧社団法人日本設計工学会定款(昭和 53 年 4 月 1 日制定、昭和 54 年 1 月 19 日文部大臣認可)に基づいて設置されていた理事会はこれを廃止する。

3. 認定を受けた後の最初の会長、副会長並びに監事は以下のとおり。

会長 勝田正文

副会長 金田 徹、下田博一、平野重雄

監事 笹島和幸、下坂陽男

附則

1. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 18 年法律第 50 号)第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 41 条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。（平成 23 年 5 月 27 日）

附則

1. この定款は令和 3 年度総会（令和 3 年 5 月 21 日）にて変更承認し、即日施行する。

附則

1. この定款は令和 4 年度総会（令和 4 年 5 月 21 日）にて変更承認し、即日施行する。

附則

1. この定款は令和 7 年度総会（令和 7 年 5 月 24 日）にて変更承認し、即日施行する。